

令和7年第4回

初山別村議会  
定例会会議録

初山別村議会



## 村長議会招集挨拶

議長 木村健一 君

村長から議会招集の挨拶の申し入れがありますので、これを許します。村長。

村長 宮本憲幸 君

令和7年、最後の定例議会となりましたが、第4回初山別村議会定例会の開会に際しまして、議会招集の挨拶を申し上げます。

師走を迎え、本年も残すところ半月程となりました。議員の皆様方には、年末を控え何かとご多用のところ、定例議会を招集いたしました。議員各位のご出席のもとに、本日開催されますこと、厚くお礼を申し上げます。

12月17日を会期末とする第219回の臨時国会は、10月21日に招集され、新たな内閣誕生のもと、論戦が続いております。2025年度政府補正予算案は、物価高騰対策としての家計支援の重視を柱に、高市首相が掲げる「責任ある積極財政」の意向を反映し、一般会計総額が1兆8千3百34億円とされております。新しい政治情勢の中、真に国家国民の為の政策の実現に繋がるよう、与野党双方が責任を持つての、熟議の国会審議を期待するものであります。又、新年度予算編成に向けた、税制改正の議論を始め、各省庁の折衝が山場を迎えます。社会背景は大きく変化しておりますので、これまでの制度や仕組みにとらわれない柔軟な発想で、国民の皆さんが、将来に希望を持つことのできる政策実現のための予算編成となるよう願うものであります。

さて、本日の定例議会に提案いたしました案件は、補正予算を含め14件であります。単行議案7件に加え一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、事業費等の追加及び予算執行残の整理等を致したく補正をお願い致しております。それぞれの案件につきまして、上程の際、詳細説明いたしますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。議会招集の挨拶といたします。

何分よろしくようお願い申し上げます。

## 開 会 ・ 開 議

議長 木村健一 君

只今の出席議員数は7名で定足数に達しておりますので、令和7年第4回初山別村議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長 木村健一 君

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、5番長谷川幸廣君、7番三谷博子君、兩名を指名します。

### 日程第2 会期の決定

議長 木村健一 君

日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期については議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の発言を求めます。加藤委員長。

議会運営委員長 加藤一裕 君

ただ今、議長より指名がありましたので、報告いたします。

議長から今期定例会の会期等の諮問を受け、去る12月1日に議会運営委員会を招集し、議会運営について協議を行いました。協議の結果、案件を勘案し会期を本日から12月12日までの2日間とすることにいたしました。

以上、報告を終わります。

議長 木村健一 君

お諮りします。本定例会の会期は、只今議会運営委員長の発言どおり本日から12月12日までの2日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月12日までの2日間に決定しました。

### 日程第3 諸般の報告

議長 木村健一 君

日程第3 諸般の報告を行います。

事務局長に朗読させます。佐藤事務局長。

事務局長 佐藤公彦 君
第4回初山別村議会定例会諸般の報告。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
立田選挙管理委員会委員長から欠席の申し出がございました。
これで諸般の報告を終わります。
<b>日程第4 行政報告</b>
議長 木村健一 君
日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。村長。
村長 宮本憲幸 君
令和7年第4回初山別村議会定例会の行政報告につきましては、お手元にお配りしております資料の順に従いまして、報告申し上げます。
1 令和7年度各会計予算現況のうち、(1)一般会計であります。当初予算額24億2,320万円に対し、今回補正額を含め25億8,495万7千円といたしております。当初予算に對しまして、金額で1億6,175万7千円、率にして6.7%の伸びとなっております。
補正は今回を含め3回行っており、水産業振興構造改善事業補助金、外国人介護福祉人材育成支援協議会学生奨学金負担金、議会庁舎屋根改修工事請負費、土地改良区決済金等支援補助金などを追加しております。
今回提案の補正予算につきましては、歳出では、村道等除排雪業務委託料556万円、退去に係る朝日台第1団地修繕料537万円、岬センター管理運営委託料499万円、簡易水道事業会計補助金417万円などを追加しているほか、消防職員の退職及び新規職員採用の不調などによる北留萌消防組合負担金632万円、標準化対応の完了時期延長に伴う戸籍・戸籍附票システム標準化対応負担金188万円などを減額しております。
歳入では、既に本算定による普通交付税額が決定していることから、交付額全額を計上し、財源調整により財政調整基金繰入金3,918万2千円を減額いたすものであります。このほか詳細につきましては、議案審議の際にご説明申し上げます。
次に(2)国民健康保険特別会計であります。当初予算額2億700万円に対し、今回の補正を含め、現行予算額2億1,585万5千円、差引885万5千円、率にして4.3%の増と

<p>なっております。この主な要因は、ガバメントクラウド移行経費の増額等であります。</p>
<p>(3) 介護保険特別会計であります。当初予算額2億160万円に対し、今回の補正を含め、現行予算額2億1,311万9千円、差引1,151万9千円、率にして5.7%の増となっております。この主な要因は、前年度繰越金、国庫負担金等返還金の増額等であります。</p>
<p>(4) 後期高齢者医療保険特別会計であります。当初予算額2,610万円に対し、今回の補正を含め、現行予算額2,699万1千円、差引89万1千円、率にして3.4%の増となっております。この主な要因は、システム改修費の増額等であります。</p>
<p>(5) 診療所特別会計であります。当初予算額5,560万円に対し、今回補正により、現行予算額は6,346万1千円で、差引786万1千円、率にして14.1%の増となっております。この主な要因は、前年度繰越金、備品購入費の増額等であります。</p>
<p>(6) 簡易水道事業会計であります。当初予算額は 事業費用では1億4,376万6千円、資本的支出では7,977万5千円で今回の補正を含め、現行予算額は事業費用で1億5,683万4千円、資本的支出では7,929万9千円となっております。差引事業費用では1,306万8千円の増、率にして9.1%の増、資本的支出では47万6千円の減、率にして0.6%の減となっております。この主な要因は、事業費用では取水設備や導水管・配水管の修繕によるもので、資本的支出では導水管更新測量業務完了に伴う執行残の減額であります。</p>
<p>(7) 農業集落排水事業等会計であります。当初予算額1億2,186万9千円、資本的支出では6,065万7千円で今回の補正により、現行予算額は資本的支出に変更はありませんが、事業費用で1億2,761万円、となっております。差引事業費用で574万1千円の増、率にして4.7%の増となっております。この主な要因は、処理場設備の修繕及び処理場におけるランニングコストの増加などであります。</p>
<p>2の農業及び漁業生産状況について申し上げます。</p>
<p>①水稲、畑作の生産状況であります。11月30日現在の米の生産量は2万7,683俵、生産額は6億6,422万2千円であり、対前年比は、生産量で104.2%、生産額で181.5%、出荷数量に対する1等米比率は97.2%であります。小麦の生産量は864トン、生産額は2,259万5千円であり、対前年比は生産量で99.5%、生産額で55.3%であります。水稲、畑作合計の生産額は、7億1,486万5千円で、対前年比167.1%であります。</p>
<p>②畜産の生産状況であります。10月末現在で申し上げます。生産額の合計は、4億727万9千円で、対前年比108.8%であります。生乳については、乳価上昇の影響もあり生産額において、前年を上回り、肉牛・素牛については、消費者減少の影響もあり、生産量・生産額と</p>

もに、前年を下回っている状況であります。

次に、③漁業生産状況であります。11月30日現在の水揚げの合計は、数量397.8トン、金額は、3億1,607万7千円で、対前年比は、数量で92.7%、金額で100.0%であります。主力魚種では、「たこ」は、漁獲量が減少した前年と数量・金額ともに増水準でありました。また、「さけ」については、数年不漁が続き漁獲不良予測もありましたが、昨年を上回る水揚げとなり、対前年比は、数量で122.4%、金額で157.8%となりました。なお、「ほたて(稚貝)」については、全道的な状況でもありますがほたて幼生である「ラーバ」の確保が激減したことにより、大きく生産量が減少し、対前年比では、数量で46.7%、金額で46.5%と深刻な状況であり、来年の生産量回復を願うところであります。全体では、各魚種の価格上昇の要因もあり漁獲高は昨年同等でありましたが、漁獲量は92.7%と前年を下回っている状況です。

3の岬センター等の利用状況について申し上げます。

①岬センター利用状況であります。利用者合計が4万6,174人、対前年比4,452人の減、率にして91.2%であります。

②有料公園施設につきましては、利用者合計が3,168人、対前年比40人の減、率にして98.8%であります。

③道の駅につきましては、利用者合計は1万9,878人で、対前年比548人の増、率にして97.3%であります。

④農林水産物直売所につきましては、利用者合計が2,180人で、対前年比30人の増、率にして101.4%であります。

⑤オートキャンプ場につきましては、合計利用件数は1,846件で、対前年比875件の減、率にして67.8%、利用者数は4,072人で、対前年比1,865人の減、率にして68.6%であります。

4の令和7年度建設工事等の発注状況について申し上げます。

(1)土木・建築工事では、計の欄で、発注済10件、1億4,243万9千円、委託業務は、発注済8件、1億2,649万5千円、発注率は、ともに100%であります。

(2)水道・農業集落排水工事では、計の欄で、発注済1件、224万4千円、委託業務では、発注済6件、5,304万2千円、発注率は、ともに100%であります。

以上で行政報告を終わります。

議長 木村健一 君

これで行政報告は終わりました。

日程第5 一般質問

議長 木村健一 君

日程第5 一般質問を行います。

議長あて通告のあった一般質問は、お手元に配布しております一般質問通告一覧表のとおりであります。

発言時間について申し上げます。本日の一般質問についての各議員の発言は、会議規則第55条の規定により質問開始から60分以内とします。

順番に発言を許します。7番三谷博子君。

7番 三谷博子 君

地域公共交通について質問します。

村は、令和3年4月から、交通空白地帯を解消する持続可能な新しい地域公共交通の構築を目的として、自家用車を持たない村民を対象にデマンド型車両しよさまる号を運行し、その範囲を路線バス事業に配慮した「村内に限り」としています。一方、村民の足として長きに渡り、村民の大きな支えとなっている路線バスは、少子高齢化や人口減少、車社会の進展などによる利用者減少で赤字路線の拡大を防ぐため、減便の実施を続けざるを得ない状況です。都市間バスにもその影響が出てきており、更なる減便も危惧されているところであり、通学、通院、買物等、留萌までを生活圏とする村民には大きな負担となっています。村民の暮らしを支える為、路線バスや都市間バスの減便を補う為に、しよさまる号の運行を羽幌まで拡大する必要があると思いますが、村長の考えを伺います。

又、路線バス、都市間バスについても、これ以上の減便を防ぐための具体的な対応策を伺います。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

三谷議員ご質問の、「地域公共交通について」をお答えいたします。

暮らしを支える地域公共交通の維持、確保は、交通分野にとどまらず、まちづくり、健康・福

社等、様々な分野に、大きな影響をもたらします。村における地域公共交通は、路線バスのみであり、その路線バスも少子高齢化等から利用者が減少し、減便が続いております。このような状況のもと、現在、村では、地域公共交通対策とし、「福祉有償運送」と「交通空白輸送」の2つを、社会福祉協議会へ委託し、行っております。1つ目の「福祉有償運送」は、平成18年度から開始し、利用者の範囲を身体障害者、介護認定者、運行範囲を隣町である羽幌町、遠別町、利用料金をタクシー料金の2分の1程度としております。2つ目の「交通空白輸送」は、令和3年度より実施している「しょさまる号」になります。利用者の範囲を65歳以上の高齢者、運行範囲を村内、利用料金を片道で、同地区100円、別地区200円とし、行っています。運行範囲を村内、隣町、利用者の範囲を65歳以上の高齢者、身体障害者、介護認定者と限定した中での運行ではありますが、村民の移動手段の一つとして活用されております。

「しょさまる号の運行範囲の羽幌町までの拡大」、「減便の対応策」についてですが、我が国では、多くの地域で民間事業者によって、旅客輸送サービスの確保がなされてきましたが、近年は人口減少や運転手不足の深刻化に伴い、民間事業者による輸送サービスの提供の継続が困難となる地域が増加しております。また、高齢化の進展や高齢者の運転免許証の自主返納などから、自家用車によらない移動手段の重要性が増しております。

地方公共団体をはじめとして、関係する主体が相互に協力し、地域が一体となって、持続可能な地域旅客輸送サービスを確保することが不可欠であり、地域公共交通の確保・維持に向けた取り組みを推進する動きが活発化しております。

本来、輸送事業は、運賃収入によって運行経費を賄う、独立採算制のもとで、交通事業者が運営することが基本原則ですが、路線バスやタクシーは地域住民の生活に直結する公益的事業の側面があり、安全かつ安定的な供給が求められます。

一方、交通事業を行う場合、道路運送法に基づく、各種許認可や届け出が必要であり、そこで、採算性と安定供給を両立するため、道路運送法によって、事業への参入や運賃等についての規制がされ、これによって、交通事業者が採算を確保し、安全なサービスを安定的に供給される仕組みになっております。

こうしたことから、地域交通法に基づく「地域交通協議会」や、道路運送法に基づく「地域公共交通会議」という、自治体が主体的に関与する場において、地域の関係者によって、当該サービスの必要性について合意形成がなされた場合、道路運送法の特例が適用され、認可が得られることとなります。

こうしたことから、公共交通機関の運行に不便が生じる場合であっても、独自の判断による運

行態勢づくりへの合意形成は、容易ではない状況にあることをご理解頂きたいと考えます。

しかしながら、現代社会においては、通勤や通学、通院、買い物など、生活の中でありとあらゆる活動を行うには移動が必要であり、移動ができなければ、社会参加の機会が失われてしまいます。

また、子どもや高齢者、障害者に加え、ケガや病気、経済的理由などから、自家用車が利用できない人は、地域公共交通がなければ生活が、著しく制限されることとなります。

地方自治体が地域住民の豊かな生活を支え、持続可能な社会をつくることを考えるとき、その一つのツールとして地域公共交通は極めて重要でありますので、まちづくり、産業、医療、福祉、環境、観光、商工など、関連施策と連携しつつ、状況の変化を見極めながら、地域公共交通に取り組む必要があると考えるところです。

路線バス、都市間バスの運行につきましては、今後更に厳しさを増すことも予想されますが、国や北海道の動向を見極めつつ、地域の実情に即した、柔軟な制度や仕組みづくり、財政支援について引き続き要請をするとともに、生活バス路線協議会、関係自治体と情報共有を図りながら、運営事業者と密接な連携のもと、主体的に地域公共交通の活性化及び再生に努めて参りたいと考えますので、ご理解を願います。

7番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

7番三谷博子君。

7番 三谷博子 君

今まで路線バスの減少があった時に、いきなり10月からバスが減便になりますと前触れが無いような状態で村民に知らされてきておりました。村と事業者との連絡、相談を密にするといった協議などがどのようになされているのか教えてください。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

路線バスの減便等についての事業者との連絡についてですが、路線バス事業者自体が経営の全体的な運営の中で減便をせざるを得ないということについて村に事業者の方から一定の説明があ

ります。村としてはそのことが、住民の方の暮らしや生活にどんな影響があるのか判断しながら対応に当たっているということになります。近年、そのような減便の動きというのは比較的活発になってきておりますので、今後において、例えば高校に通学する子ども達のための影響については情報をキャッチしておりますので、一定程度判断はできます。今年もそんなことがありましたが、その他に例えば「旭川の病院に行くためにそのバスに乗っているんだ」と実態を知らされたこともありました。したがって、減便することに対する住民の皆さんへの影響は、そのような話があった時に、深く状況を確認しながら対応することが必要だと思います。最終的に費用、バスの経営状況を含めて村としてどう判断していくのか、あるいは、住民の皆さんにそのことを知らせなければならないという対応もあると思います。こうした時代でありますので、なんとか少しでも、住民の皆さんとのコンセンサスを十分とる中でこういった問題に取り組むことが今まで以上に求められてくることだと思います。

7番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

7番三谷博子君。

7番 三谷博子 君

10月の初めに行われた、お茶の間懇談会において、路線バスの一部減便により病院に通院するための手段を失った、何とかならないかというようなお話があったと思いますが、それに対しては、村としてどのように対処したのでしょうか。教えてください。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

先程も少し触れましたけども、村づくり懇談会の時に、「実は私そのバスに乗ってるんです」と話がありました。それがいわゆるもっと住民のみなさんにどんな影響があるのかというのを深めて、初期の段階で考えなければならないという事に、これからも注意しなければならないと思います。具体的に個別の人が、そのバスを減便された事によって旭川へ繋ぐ足が不便になったという事実を聞かせていただきましたので、それらのことについてはなんとか住民の移動の足として繋ぐ手段はないかと、しょさまる号の関わりの中で、課の方で事業所と検討しました。その

結果につきましては、担当課長の方から説明させていただきたいと思います。
住民課長 大井英世 君
議長。
議長 木村健一 君
住民課長 大井英世 君。
住民課長 大井英世 君
現在、委託を行っている社協と協議いたしまして、福祉有償、しょさまる号、どちらも通院に限り、豊岬地区、北地区になりますが、初山別のバス停まで特別に送ることとして決まりました。
その旨連絡あった方にはその様な対応を取らせていただいております。話がありましたのは10月ですが、その後その様な本当の利用があったかと言われれば今のところ無い状況になっております。以上です。
7番 三谷博子 君
議長。
議長 木村健一 君
7番三谷博子君。
7番 三谷博子 君
村は、人口減が加速しております。人口減少の三つの段階として、第一段階、若年層の人口減少。その段階では高齢者は増加しています。第二段階では、若年層の人口減少、高齢者の人口の維持から減少がみられます。第三段階で、若年人口の減少、高齢者人口の減少が第三段階目でございます。村はもう三段階目に来ております。高齢者も減少しており、若い方も流出しております。このような段階で、村の人口を維持していく為には、一人ひとりを大事にしていくところ、一人ひとりの生活を守っていく事が、とても大切になると思います。その中で、路線バスの減少は、とても村民の生活に影響しております。路線バス業者との話し合いが、いつ行われて、そして、話し合いが大体決まった段階におきまして、既に村の方では対策について話し合われていると思いますが、村民の方には何も知らされてなく、減便されてから困ったという声を聞いてその対策をするというのではなく、分かっているのならばその前に対策を取ってほしいということ、今はここまでですが、これから先の減便が予想されることから、協議会の中の話し合いの方向として、この先はどのような方向に向かっているのかを教えてくださいたいです。もし、路線バス事業者がこれから先も減便を続けていくとしたら、減便になるたびに協議をして、減便に対する策をしていくのか、それとも、先を見越した対策が打てるのかどうかというところを教

えてほしいと思います。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
協議会自体の内容ですが、協議会は先程も話しましたように、新たな輸送体制を作るための協議会です。それには、国の方から委員として入ってもらっていますし、留萌振興局からも入ってもらっていますし、それから事業者にも入ってもらっています。その中での協議会ということです。新たな輸送サービスを実施するためにどうなのかという合意形成を得るための協議会ということで押さえていただきたいと思います。
それとはまた別に、交通問題はこれから地方においてはかなり大きな、重大な問題になっていくと私は同じ認識しております。うちの村だけでなく、日本全国の地方で起きている現状です。北海道は特に広域分散型の社会になりますので、移動手段の確保がいかに重要か皆さん認識している事だと思います。ただ、今までは事業者にどちらかという頼っていたところが、事業者自体ももう経営体力が無くなる、あるいはドライバーも確保できないということで、「もうできません」という状況まで追い込まれつつあるという中では、基礎的自治体の私たちが、あるいは広域自治体の北海道だけで対応できることでなくて、国としても、もっとこの問題について対応していかなければならないという実態にあると思います。その中で一つの自治体あるいは、一つの広域自治体だけでできることでなくて、これはやはり北海道町村会としても、全国町村会としても、知事会としても、その他地方6団体がこの社会を変えていかないとこれから地方で暮らすことはできませんという時代に入ってきますから、そこを強く言っていくことなんだろうと思います。その中で定期的に国の財政支援、あるいは道の財政支援ということができれば経営が可能になる、あとはドライバーの確保のことも同時に進めていけば地域の交通を守れる。地域交通を守ることによって地方においても暮らしていけるんだという形が出来れば、国としては国土の維持という観点から極めて大きな動きになってくると思います。
このままの状態では、とてもじゃないけども地方には住めなくなるというこの事実というか、将来が見えてますから、私たちはそこを国にも訴えていかなければならないし、業者の方ともどんなところに課題があってこれから解決に導いていくことためにはどうしたらいいのか今まで以上に意識してこの問題について立ち向かっていかなければならないと思います。

7番 三谷博子 君
議長。
議長 木村健一 君
7番三谷博子君。
7番 三谷博子 君
地方創生を掲げている国としては、やはり地方の足をいかにして守るかは、国が守ってくれなければ地方だけでは難しいと思います。私たちが村に住み続けるためには交通手段としての路線バスそして都市間バスの運行が大変重要になってきます。その状況を村民にもいち早く知らせてほしいと思います。私たちは年々歳をとっていきます。そして、ある段階においてここで暮らし続けられるのか、また、病院に通えないからここでは住めないのかという家族との話し合いとか、自分でここで頑張ろうと決断をする際に、路線バス都市間バスが何便運行してもらえるのかという事が非常に重要になってきます。ここを誤ってしまうと、「こんなはずではなかった。」「病院に通えなかった。」といった不幸なことにもなり、個人の利益が損害されることとなります。
国に要望する際、今までどのような形でこの問題を要望してきたのか教えてほしいと思います。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
今、日本の国は本当に難しい時代に入っているなど、これは議員の皆さんも同じ認識かと思えます。人口減少ということが、いかに色々な分野に影響しているのかと私は思いますが。特に社会資本の整備含めて、今まで日本の国というのはそこに人口があるから、そこに経済があるから資本を投資できる、あるいは予算を持ってこれる、この経済観念が随分働いた時代だと思えます。でも、いつも思うのは国土を維持していくためには、そこに人が住んでいて、暮らしている人がいて、留萌地域で言えば、食料生産ができていて、医療もあって、福祉もあって、買い物も出来ると、そうやって地域が守られているからこそ日本の国の豊かさだと思います。人口減少時代と共に、そこも効率は悪くなるけども何人か人が住んでいるということが極めて重要なんだということに国がもっと気が付いてくれれば、そこにもっと予算を投じて暮らしていける環境作りをする、その一つにこの交通の問題というものはあるんだと思えます。例えば、留萌開発期成会でも毎年うちの村だけでなく留萌管内の全町村でもって留萌市が事務局を持っている開発期成会があり

ますが、そこでは国土交通省の総合政策局に、地域公共交通の維持確保に向けた支援というのを  
行っています。特に、留萌管内は国道231、232、この南北に一本しかない道路の中で暮ら  
さなければならない中にありますが、そこを移動する手段が極めて重要になるわけでありま  
す。具体的に言うと、地域間系統の確保、維持費補助金について、地域間系統の改善計画というの  
は一定程度の乗車人数があれば国として助成しますという制度です。それさえも、人が減ってい  
けばその人数が確保できないわけです。ですから、その数は是正してくれということで輸送料等  
の要件緩和や補助対象限度額の引き上げなどの措置を求めています。それから乗り合いバスの運行  
収入が減少する中で、赤字路線が増加する状況を考えたら、もっともっと助成をするようなこと  
をしていかなければ、考えてやらなければ地域は成り立たなくなるということを伝えています。  
また、全国町村会の方では、地方創生の実現に向けた国土政策の推進という大きなくりの中で、  
この交通問題の地方再生・活性化というのは急務であるという捉え方をしております。特に、町  
村における通学者・高齢者等の住民の足の確保は集落機能を維持し、住民生活を守っていくた  
めには不可欠なんだと強く訴えていますし、地域公共交通等の生活交通ネットワークの確保維持の  
ために更なる積極的な支援をしてほしいと訴えています。これらを含めて一つの自治体だけでな  
く日本全体が交通問題について取組めるようにもっともっと声を上げていく必要があると思いま  
す。住民の皆さんもこのことについての不安というのは、今、議員が言われたように、きつとい  
っぱいの不安を持っていると思います。そのことが将来この地域では厳しいかなという判断の一  
つになりかねないというケースが出てくると思いますので、そのような状況下にある、それから  
今後目指している地域交通はこんなことを求めているということを含めて、住民の皆さんにも伝  
えていくと、情報発信していくことも一つの大きな課題だろうと思います。いずれにしても、最初  
の答弁でも言いましたが、人々が生きていくために移動しなければならない、そのことが暮らし  
の豊かさ、あるいは健康づくりに、それから子ども達の将来のためにも繋がっていくことであ  
りますから、今まで以上にそれらの認識を強くして多くの市町村が連携しながら、都道府県と連携  
しながらこのことを強く訴えていきたいと思えます。一方で、色々な選択肢があることこそが豊  
かな暮らしに繋がるわけですが、このような時代になって住民の皆さんが、バス事業者の皆さん  
が今までと同じような視点ではなく、成り立たせるために輸送事業者としてどんなことを考えて  
いかなければならないのか、住民の皆さんも色々な多様性があることは確かに豊かなことで間違  
いないですが、その多様性を得ることが出来ないとしたら最低限度の暮らしをしていくための何本か  
は守っていく、その中の暮らしを考えていかなければならないという場面が出てくると思います。  
移動手段は今まで以上に、年を経るごとに大変厳しい状態になってきますので、村としてもしつ

<p>かりこの問題に立ち向かっていきたいと思います。</p>
<p>7番 三谷博子 君</p>
<p>議長。</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>7番三谷博子君。</p>
<p>7番 三谷博子 君</p>
<p>もし、万が一、今やってくれている路線バスの事業者が、撤退する時期が来たとしたときには、どのような方法が取られていくんでしょうか。今の路線バスの減便の様子を見ていると、どんどん減っていった最終的に何便か残すという方向にもっていけるのか、それとも、もし無くなった時に違う事業体を既に準備していくというような話し合いがされているのか、お聞かせください。</p>
<p>村長 宮本憲幸 君</p>
<p>議長。</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>村長。</p>
<p>村長 宮本憲幸 君</p>
<p>仮定の話ですから、この場でそのことに対してどうこうと言うことは出来ません。先程から言いましたように、国土を守るそれぞれの土地に住んでいる国民の命ある暮らしを守るために、移動手段が必要だと国がもっと認識してもらうことが大きなポイントになると思います。事業者もコロナ禍の時に相当なダメージを得ました。その時に、国としてはもっと何か気付くことがあったはずなのに、これからも国民の皆さんの移動手段を守るためにはどうしたらいいかという議論が少なかった、その対応も少なかったと思います。やろうとしている事業者が潰れてしまったらそれこそ取り返しのつかないことになりますから、一定の事業継続の考え方があるうちに国なり、地方行政がしっかり支える構えを取らないといけないし、そのように続けてもらうことが極めて重要な事だと思います。バス事業者の皆さんはボランティアとしてやっているわけではなく、経営としてやっているわけですので、お客さんが少なくて経営が成り立たないということであれば、行政としても支援は国と市町村含めて財政支援をしてでも最低限度移動手段は守っていかなければならないという時代にあると思います。先程からも申し上げてますが、今まで以上にこの問題は年々厳しい状況になってきていますので、各市町村と連携しながら、北海道と連携しながら、国にももっと地域の現状を伝えながら、国民の皆さんがそれぞれ地域で命と暮らしを守っていきるんだという形になるように私も努力を重ねて参りたいと思います。</p>

7番 三谷博子 君
議長。
議長 木村健一 君
7番三谷博子君。
7番 三谷博子 君
しよさまる号について、先程村長は65歳以上の高齢者とおっしゃっていましたが、羽幌に通っているお仕事をされている人で車を持たない方のバス停までの送迎もされていましてよね。そこでお聞きしたいのですが、これから先、熊の出没もありましてバス停から家まで歩くというところが大変心配で不安な事も多々出てくると思います。熊の問題も解決されたわけではなく、これから先も継続していくと思いますので、そのようなときに高校生等がバスから降りて家まで徒歩で帰る、その道をしよさまる号をお願いするとか、高齢者の人たちでなくても車を持たない人が家に帰る道をしよさまる号で運行してもらうのは可能なんですよ。そこまではまだ行かないですか。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
住民の皆さんからしてみれば、色々なことを想像するというか、このケースの場合どうなんだろうと。例えば、その熊の問題も出てくる訳ですが。羽幌高校に通っている子どもたちが帰ってきたときにバス停から大丈夫なのかな。その時にしよさまる号は使えるのかなと色々な課題が出てくると思いますが、今のしよさまる号の制度の仕組みから言うとそこはそのような制度にはなっていません。なので、このようなことがあるからすぐしよさまる号というのは、今の時点ではできていないので、将来の課題を解決する中で考えていかなければならない場合もあると思います。個人の家庭でやらなければならないこともあるだろうし、でも個人の家庭でも迎えに行けない現実もあるかもしれない。色々なケースがあると思いますが、そのような細やかなことに対してどのような対応ができるのか、これからも一つの課題として考えていかなければならないと思います。しよさまる号も今スタートしてやっていますが、このことが完成した形だと私は思いません。これから色々な情勢の中で、国の対応やそのことに対する新しい考え方が出てきたときには、それ相当の新しい仕組みに変えていくこともあり得るだろうと思います。今のシステム

をもって完結だというのではなく社会はいつも変化していますので、その変化に対応してしよさ
まる号としてどう対応できるのか今後の課題だと思います。
7番 三谷博子 君
議長。
議長 木村健一 君
7番三谷博子君。
7番 三谷博子 君
難しい質問をさせていただきました。でも、村民にとってはしよさまる号の運行の拡大、それ
から路線バス・都市間バスの維持は生活する上で大事なものであります。これから色々なことが
起きてくるとは思いますが、なるべく先に先に対応をしていただき、その場になって困る人がい
ないようにしていただきたいと思います。以上で質問を終わらせていただきます。
議長 木村健一 君
暫時休憩します。
(休憩 午前11時13分 再開 午前11時25分)
議長 木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。
議長 木村健一 君
次に2番高場志津子君。
2番 高場志津子 君
旧豊岬小学校校舎や周辺を活用した地域活性化策について教育長と村長にお伺いいたします。
①豊岬地域は公園が無かったため、児童生徒は放課後や休日学校前庭の遊具と親しみ、遊び場
としておりました。現在は、その遊具も老朽化し、ブランコは使えなくなっております。最近
市街地の児童数も増え、路上や豊岬館横の駐車場を主な遊び場としております。依って遊具を更
新し、再び安心安全な遊び場として復元させてはいかがでしょうか。
②旧豊岬小学校は平成26年の閉校以来、2階は令和2年より郷土資料館になっております。
1階は住民による、れらカフェ、ブックカフェ、地域おこし協力隊事業、サークル活動等に利用
されておりましたが、コロナ禍以後使用されなくなりました。住民側も、今後又利活用をはかっ
ていくことが望まれます。11月26日の子ども議会での「勉強会などに利用できる場所を増や
すのはどうでしょうか」という提案に対して、村長は、村内には他にも利用可能な場所があるこ
とから児童生徒が利用しやすくなるよう、利用方法の見直しを検討すると答えています。役場分

庁舎内の「ツ・ドウ」や多世代交流拠点施設「繫小屋」の様に、記帳だけで使用できる様、郷土資料館を除いて、一定時間無施錠にして自由な使い方をしてもらうようにしてはいかがでしょうか。

③閉校以来、ボランティア有志が学校花壇に花を植え続け、更に有志が空き地にも沢山の花を咲かせてくれています。依って廃校舎前庭、周辺空き地を含めた公園化構想を官民共働で立ち上げ、完成させ、豊岬住民のみならず、他地域からも訪れ楽しめるような公園にしてはと考えるのがいかがでしょうか。

教育長 大水秀之 君

議長。

議長 木村健一 君

教育長。

教育長 大水秀之 君

高場議員のご質問の1点目、2点目についてお答えいたします。

1点目の「旧豊岬小学校前庭の遊具を更新し、安心安全なあそび場として復元してはどうか」とのご質問についてですが、前庭の遊具は、平成12年度に豊岬小学校の遊具として設置整備されたもので、すべり台・鉄棒・雲梯・ブランコが設置されましたが、設置後25年が経過する間、老朽化が著しかったすべり台を撤去したほか、ブランコ等は腐食が進み、現在は使用できない状態となっています。豊岬市街地の児童数が増えていることから、遊具を更新してはどうか、とのご提案ですが、子ども達が家の近所で、安心して安全に遊べる場を確保するという観点から、公園ないしは公園機能を持った空間が必要だと、私どもも考えております。旧豊岬小学校前庭については、実際の需要を見極めたうえで、今後、遊具更新の検討を進めたいと考えておりますので、ご理解のほど願います。

2点目の「旧豊岬小学校を一定時間無施錠にして児童生徒が自由に使えるようにしてはどうか」とのご質問についてですが、旧校舎1階部分については、コロナ禍以前にはコミュニティスポットとしてカフェを開催する等、地域の方々にご活用いただいていたところであり、今後も地域のアイデア如何で多様な利用方法が可能であると考えています。一方、旧校舎2階郷土資料館部分については、史料・展示物の盗難、破損などの危険性を考慮すると、当該施設を無施錠とした場合には、不特定多数の出入りが可能となることから、新たに2階へのアクセスを物理的に制限する方策をとる必要が発生すると考えております。また、子ども議会で提案のあった「勉強などで自由に使える場所」として、既存の繫小屋、分庁舎、自然交流センター図書室等の外に、旧豊

岬小学校を開放した場合、どれだけの利用が見込まれるのか等の検討も必要であると考えていることから、現時点においては、旧豊岬小学校を無施錠で開放する予定がない点、ご理解賜りたいと存じます。なお、校舎1階部分についてはコミュニティスポットとして、地域の方々の様々な活動にご活用いただきたいと考えており、また、地域の方々が利用する場合においては、2階へのアクセスを制限することなく、郷土資料館と一体的に活用していただくことも可能と考えますので、具体的な検討時にはご相談いただきたいと存じます。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

質問の3点目「公園化構想」についてですが、豊岬地区におきましては「旧とよさきへき地保育所」「旧豊岬小学校」敷地内の2か所に遊具が整備され、児童生徒の遊び場所の一つとなっていたところであります。「旧とよさきへき地保育所」は平成18年に閉所、「旧豊岬小学校」は平成26年に閉校となり、それぞれ、敷地内にあった遊具は老朽化が進んだことから、撤去または使用できない状況となっており、現在の豊岬地区におきましては、みさき台公園を除き遊具が整備されている場所はない状況であり、地区の子どもたちが時として路上や駐車場で遊ぶ姿を見受けられることがあります。これまでも、地域の有志の皆様により周辺の環境美化へのご協力をいただいておりますし、地域住民の皆様からも子ども達が、元気で屋外で遊ぶことのできる環境づくりの声を頂いております。こうしたことから、旧学校跡地としてのこれまでの歴史や経過を踏まえつつ、地域の子どもの「安全・安心な遊び場」を主眼に、周辺全体を含め地域住民の皆様、様々な世代の方々の潤いや安らぎの場となるよう、暮らしに身近な公共空間として対策を検討して参りたいと考えますのでご理解を願います。

2番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

2番高場志津子君。

2番 高場志津子 君

教育長にお伺いします。豊岬小学校前の前庭の遊具、それは学校があった時は使われていました。閉校になってから利活用が少なくなったことでもあると思いますが、遊具が古くなったこと

はもうずっと以前の話ですので、以前から遊具の更新というのは一つの課題であったと思うんです。その中で、利用頻度を見極めながら考えるということでしたが、ここまで人口減少した本村において利用頻度を最優先課題としていては全く何もできなくなるようになってきているのではないかと思います。例えば、教育委員会で図書館の月2回土曜日の開放事業をやっていますが、読み聞かせボランティアぽっかぽかに委託して13時から16時、17時の間を留守番として委託して開錠から施錠まで委託していますが、私も当番として何度か行ったり他の人からも話を聞いても、土曜日に本を借りに来る人はほとんどいない状況の中で何年か続いています。真に必要な事業、もっとみんなに本に親んでもらいたい、子ども達にもっと本を借りてほしい、村において真に必要な事業は利用者の頻度ととか人数とかそういうものも必要ですが、これからもやり続けなければいけないと私は思います。その中で豊岬の前庭の公園遊具、遊具としての取り換えはブランコ、雲梯ほんのわずかなものです。遊具はどんなものが必要かということを見極めて、そこに子ども達が遊びに来れるというのは必要な事業であると思いますので、今後利用頻度に関わらず、再度検討していただきたいと思いますが、教育長はどう思われますか。

教育長 大水秀之 君

議長。

議長 木村健一 君

教育長。

教育長 大水秀之 君

まず最初に、図書館の土曜開放を皆さんにご協力等いただいておりますこと、この場を借りて御礼申し上げたいと思います。先ほど私が申し上げた、遊具の設置について利用頻度を見極めながらと申しあげましたが、これは利用者が全然見込めないゼロであるといった場合に、そこに財源を投資して設置するというのはなかなか難しい判断になると考えております。ただ実際、現実問題として子ども達が遊びたいんだけど遊ぶものがないという状況があって、旧豊岬小学校前に設置したら利用が見込まれると実際に判断できた時には、前向きに検討したいという趣旨であります。現在、実際に遊具を設置した場合どのくらいの財政投資が必要かといったことも検討は始めております。総合的に判断しながら、設置の可否は検討していく事になりますけれども、どのような遊具をどの年度で設置するのかということは村長と相談しながら今後検討を進めていくということになります。

2番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君
2 番高場志津子君。
2 番 高場志津子 君
ここの部分は村長に伺います。2 番ですが、11 月 26 日の子ども議会で「勉強などに利用できる場所を増やすのはどうか」という提案がありました。それに対して、村長は「村内には他にも利用できる場所があることから、児童生徒が利用しやすいよう利用方法の見直しを検討する」と答えています。その答弁された時点で具体的にどこの場所を想定して答弁なされたのかお伺いしたいと思います。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
子ども議会で、地域の中学生の皆さんが自分たちのふるさとを色々と考えているんだということとはつくづく思ったわけですが、その時のそのようなスペースの一つとして、旧豊岬小学校の校舎も入っておりました。ただ、教育長の方からも答弁しましたように、自由に使いやすいということは非常に便利なことなんです、その一方で、ある一定のルールは必要だと思います。公共施設というのは、住民の皆さんに使っていただいて初めて命が宿ることありますから、特に豊岬小学校の校舎の閉校以来 11 年が経過しました。その間にこの建物の使い方、民間企業含めてなにかアイデアが出てくるかと思えます。無かったわけではありませんが、現実として使われていない状態の中で、地域の皆さんがカフェを中心として誘致の場として使ってくれたと思っています。資料館を 2 階に設置という形になりましたので、一つの旧資料館の次の役割としてあると思います。議員の質問にもありましたように、これから住民の皆さんが施設を使うには使いやすいということが大事だと思います。ですから、ツドウ、分庁舎の時も一回一回申請書を出して、許認可するということではなくて住民の使う皆さんの責任の下で使いやすい形があるのかなということでありました。子ども達の学校以外に勉強する環境は村にはなかなかないわけですが、一定のルールを設定した中で一つの場所として成り得るのではないかと思います。
2 番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君

2 番高場志津子君。
2 番 高場志津子 君
<p>そうしますと、旧豊岬小学校の一階ホールの場所が、子ども達の勉強の場所、遊びの場所にはうってつけのスペースではないかと思えます。その中で、郷土資料館がありますので、その部分を閉じておけばあとの時間で自由に、他の繋小屋やツドウのように一定の時間、もちろん夜間は閉じることになるとは思いますが、一定の時間自由に使えるのも一つの有効な手段だと考えております。ご検討願いたいと思えます。質問の中に、その他有明でしたら母と子の家、豊岬だったら豊岬会館、交流センターのエントランスホールなど、先程村長もおっしゃいましたように、もっと住民が自由に気楽に、使える場所がよりあったらいいと思うんですが、他の場所に対してはどうお考えでしょうか。</p>
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
<p>色々な公共施設がありますが、他の場所につきましては時代が変わってきておりますので、公共施設としてそこにあって眠っている形、全て眠っているわけではなく一定の利用もありますが、もっと違う考え方で新しい視点をもってそのスペースを使うということは十分にあるのかなと思えます。そこには当然、使う方々の責任も出てくるわけですが、ルール作りをしっかりと、せっかくある施設ですからみんなが楽しんで集える、みんなが集まったときに色々な地域づくりや街づくりの話が出て色々な世代の人が盛り上がっていくような公共施設の使い方は大いにあるのではないかと思えます。今まで通りの考え方にこだわらず、責任の下で使いやすい環境にしていき一定のルールを守りながら、設置の意義を考えながら多様な使い方、そこに地域の元気があるいはコミュニティが生まれてくるのが意義のあることだと思えます。</p>
2 番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君
2 番高場志津子君。
2 番 高場志津子 君
公共施設の使い方、今後も検討願いたいと思えます。三番目の方に行きます。私が提案する、

豊岬公園化構想というのは旧豊岬小学校を核施設として前庭、周辺、空き地はもとより、今は入れなくなっておりますが、旧豊岬中学校の校舎とその周辺の空き地も含めての地域一体の公園化構想を考えています。旧豊岬中学校の校舎はもう入れませんけれど、廃校舎を借景としてあることが大事で、その時代を物語る価値ある建物です。ですから、その周辺一帯を公園化構想としてこれから考えていくといいのかなと思っています。ただ、そこにそれぞれが漠然としてあるのではなくて少し手をかけて、連携してもたせることによって一帯が公園としてよみがえるのではないかと。そして、多世代や住民の交流の場になるのではないかとと思いますが、村長どう思いますか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

豊岬小・中学校があった場所というのは、振り返ってみると先達というのは色々な歴史の中で場所のことを考えて、校舎を建てて、木を植えて、環境を作ってきたんだろうと思います。そう考えると、あそこに校舎を建てたことは歴史上の意味があることだと思いますし、地勢的にも価値があることだったんだと改めて考えて思います。閉校した後の校舎が今ありますから、周辺にも体育館だったり他の施設もあります。本来であれば、公園化という大きな構想の下で進めるというのも一つの手でしょうけども、私は、最初の答弁でも言いましたが、歴史のある場所で旧校舎、広場、体育館がある環境にありますので、地域の皆さんが、色々な世代の人がそこにいけばお話が出来たり運動ができたります場所になりはしないかなという思いで先程答弁をさせていただきました。かつ、又豊岬の小学校グラウンドについては災害時の避難場所、避難所としての位置付けもあります。広い視点をもって考えていけば、これから地域の皆さんの色々アイデアや意欲のある方の声を聞きながら校舎を活かしたり、外向の遊びを活かしたり体感に活かす。その中でもしかすると、旧中学校の校舎でこんな利用の仕方があるんじゃないかと、アイデアが出てくれば地域の活性化にも繋がるし、新しい未来というのは大げさなことじゃないですが、建物自体、土地自体が生きてくるのかなと思います。地域の皆さんの声を聞きながら、意欲ある皆さんの声を聞きながら、今後ともそのことについて検討していきたいと思っています。

2番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君
2 番高場志津子君。
2 番 高場志津子 君
質問上に書かせていただきましたけれど、公園化構想が大げさと言えば大上段に構えることではなくて、一つの公園化構想を「官民共同で立ち上げ」と文言を使いましたが、今までの様に懇談会形式で住民の意見を聞くという形ではなく、ワークショップ形式で行政マンと地域の住民が一つの課題に対して、話し合うというワークショップ形式で行ってみるといいアイデアが浮かぶのではないかと思いますので、新年度においてワークショップ形式もいかがなものか提案をするところであります。村長、どう思いますか。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
広く色々な方の声を聞くという点では、ワークショップ的なことを設置してやることも一つの方法としてあると思います。意欲ある方々が思いを伝えて、それを形にしていくというのが非常に大事だと思いますので、ワークショップ的な思い切ったことは一つの形としてあると思います。公園緑地の考え方ですが、今ある村の第8期総合振興計画の中に、公園緑地という区分があります。基本目標の中には「自然溢れ快適・安全な初山別」ということで、主要政策の中で「小公園の整備を検討する」という項目がございます。条例化されている中での公園だけでなく、その地域その地域にここで皆さんで集って色々なことを語ったり、楽しんだりするような場所はやはり必要じゃないかという考え方の中での小公園の整備検討でありますので、このようなことを含め、その地区でせつかくある環境を活かしながらみんなと「どうしようか」、「何かいい方法はないか」ということを大いに話し合ってもらい、未来のある特に若い皆さん達にも入ってもらって、こんなことしたら楽しいよね、こんなことしたら便利だよよねということが過程の中で出てくれば、意義のあることだと思いますので多くの方々の声を聞きたいと思っております。
2 番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君
2 番高場志津子君。

2番 高場志津子 君
村側の思いも聞かせていただきました。維持管理にさほど費用が掛からず、今あるものを活用して、交流の場が増え、子ども達が元気に学んだり遊んだりする場が増えるということは、この村の豊かさに繋がるものだと思います。そして、住民がこの村に住み続けようという思いもそこに繋がっていくのかなと思います。住み続ける村づくりのためご一考願いたいと思います。
以上で終わります。
議長 木村健一 君
これで一般質問を終わります。
暫時休憩します。
(休憩 午前11時54分 再開 午前13時05分)
議長 木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。
<b>日程第6 報 告 第 6 号</b>
議長 木村健一 君
日程第6 報告第6号 専決処分の報告について〔村営住宅建築工事（繰越）請負契約の変更について〕を議題とします。
説明を求めます。大西経済課長。
経済課長 大西孝幸 君
報告第6号 専決処分の報告について
村営住宅建築工事（繰越）請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定によりこれを報告する。
令和7年12月11日報告
初山別村長 宮本 憲 幸
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりました。
本件は報告事項であります。特に質疑があればこれを許します。
(質疑なし)
議長 木村健一 君

質疑がないようですので、報告第6号 専決処分の報告については、以上で報告済みとします。

日程第7 議案第50号

議長 木村健一 君

日程第7 議案第50号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。寺崎総務課長。

総務課長 寺崎廣輝 君

議案第50号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。

令和7年12月11日提出

初山別村長 宮本 憲 幸

提案理由 人事院勧告に伴い、所要の改正をしようとするものである。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第50号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第51号

議長 木村健一 君
日程第8 議案第51号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。寺崎総務課長。
総務課長 寺崎廣輝 君
議案第51号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和7年12月11日提出
初山別村長 宮本 憲幸
提案理由 人事院勧告による職員の給与改定に伴い、議会議員の期末手当についても、これに準じた支給率の改定を行うため、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第51号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第9 議案第52号

議長 木村健一 君
日程第9 議案第52号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。寺崎総務課長。
総務課長 寺崎廣輝 君
議案第52号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和7年12月11日提出
初山別村長 宮本 憲 幸
提案理由 人事院勧告による職員の給与改定に伴い、特別職の期末手当についても、これに準じた支給率の改定を行うため、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第52号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
<b>日程第10 議案第53号</b>
議長 木村健一 君
日程第10 議案第53号 フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正

する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。寺崎経済課長。
経済課長 寺崎廣輝 君
議案第53号 フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和7年12月11日提出
初山別村長 宮本 憲 幸
提案理由 人事院勧告による職員の給与改定に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第53号 フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
<b>日程第11 議案第54号</b>
議長 木村健一 君
日程第11 議案第54号 パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。寺崎総務課長。
総務課長 寺崎廣輝 君
議案第54号 パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和7年12月11日提出
初山別村長 宮本 憲 幸
提案理由 人事院勧告による職員の給与改定に伴い、パートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当についても、これに準じた支給率の改定を行うため、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第54号 パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第12 議案第55号
議長 木村健一 君
日程第12 議案第55号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを

議題とします。
提案理由の説明を求めます。寺崎総務課長。
総務課長 寺崎廣輝 君
議案第55号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和7年12月11日提出
初山別村長 宮本憲幸
提案理由 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
2番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君
2番高場志津子君。
2番 高場志津子 君
包括宿泊費とは、どのようなものを指していますか。
総務課長 寺崎廣輝 君
議長。
議長 木村健一 君
寺崎総務課長。
総務課長 寺崎廣輝 君
包括宿泊費というのは、旅行会社に頼んだ時に交通費や宿泊費などが全て一つの見積りと言いますか、一つの請求で来るものです。それを一つにまとめたものが包括宿泊費と規定されています。
議長 木村健一 君
他に質疑はありませんか。
(質疑なし)
議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第55号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
<b>日程第13 議案第56号</b>
議長 木村健一 君
日程第13 議案第56号 令和7年度北海道初山別村一般会計補正予算(第3号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。寺崎総務課長。
総務課長 寺崎廣輝 君
議案第56号 令和7年度北海道初山別村一般会計補正予算(第3号)について
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑の方法についてお諮りします。
本案についての質疑は歳出を先にし歳出の質疑終了の後、歳入に移ってご異議ありませんか。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、本案に対する質疑は歳出を先にし歳出の質疑終了の後、歳入に移ることとします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
これより歳出の質疑を行います。17ページからです。
2番 高場志津子 君
議長。

議長 木村健一 君
2 番高場志津子君。
2 番 高場志津子 君
2 8 ページ 1 目労働諸費 1 8 節負担金補助及び交付金
若年者雇用促進助成金として3 6 万円出されていますが、この若年者雇用の具体的な状況をお知らせください。
経済課長 大西孝幸 君
議長。
議長 木村健一 君
大西経済課長。
経済課長 大西孝幸 君
制度の概要につきましては、先程ご説明をしたとおりでございますけども、概要としては村内企業で若年者対象者を雇用した場合に助成金の対象として村から企業へ支払わせていただくものでございます。状況という質問でございますので、今回につきましては村内事業者、農業法人でございますが、1 件助成対象者の若年者雇用の実績がございましたので、こちらを補正にて対応し助成と考えております。
議長 木村健一 君
他に質疑はございませんか。
2 番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君
2 番高場志津子君。
2 番 高場志津子 君
3 1 ページ 1 目林業振興費 1 8 節負担金補助及び交付金
豊かな森づくり推進事業費ですが、この具体的な説明を受けましたけれど、聞き取れませんでした。豊かな森づくりの増えた部分の内容をもう一度説明願います。
経済課長 大西孝幸 君
議長。
議長 木村健一 君
大西経済課長。

経済課長 大西孝幸 君
民有林を含めた造林事業、基本的には植栽事業が主な事業になります。その内容は先ほど総務課長より、当初予算の対象面積より2ヘクタール強の対象面積が増えたことによる、増額した分の事業補助金となっております。事業の内容としては植栽に係るものとなっております。
議長 木村健一 君
他に質疑はございませんか。
4番 斉藤勝博 君
議長。
議長 木村健一 君
4番 斉藤勝博君。
4番 斉藤勝博 君
23ページ 3目老人福祉費 19節扶助費
ぬくもり灯油購入扶助費、現在126円の単価ということでそれを割り返せば世帯数が出てくると思いますが確認のために対象世帯数、そして、年々対象者も高齢化が進んでおりまして、ぬくもり灯油が該当しているのになかなか使えなかったりということが無いように、対応してもらえるのか。これについてお伺いします。
住民課長 大井英世 君
議長。
議長 木村健一 君
大井住民課長。
住民課長 大井英世 君
ぬくもり灯油についてお答えします。予算上は単価自体130円ということで、現在の単価より少し高めに設定しております。見込み世帯ですが、80世帯を見込んで予算を取っております。基準自体が1月1日現在になりますので、そのようなかたちで予算措置しております。あと、申請の無かった方につきましては、こちらの方から連絡して、受給漏れの無いように致したいと思います。
議長 木村健一 君
他に質疑はございませんか。
(質疑なし)
議長 木村健一 君

歳出の質疑がないようですので歳入の質疑に移ります。3ページからです。
2番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君
2番高場志津子君。
2番 高場志津子 君
1 2ページ 3目ふるさと応援寄附金 3節企業版ふるさと応援寄附金
企業版のふるさと納税がありましたけれど、これは非公表なものだったんですか。
企画振興室長 佐藤恵輔 君
議長。
議長 木村健一 君
佐藤企画振興室長。
企画振興室長 佐藤恵輔 君
本件の企業版ふるさと納税の寄付金につきましては、補正の期日までに2件の団体がありました。1件につきましては企業名のみ、もう一件につきましては金額も含めて公表してもいいという、企業様のご意向にそった内容になっております。以上です。
2番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君
2番高場志津子君。
2番 高場志津子 君
寄附側で公表してもいいという案件に対しては、住民の皆様に公表すべきかと思いますが、今までされてませんよね。
企画振興室長 佐藤恵輔 君
議長。
議長 木村健一 君
佐藤企画振興室長。
企画振興室長 佐藤恵輔 君
企業版ふるさと納税の公表の方法につきましては、寄附をいただいた時点で今のように公表の仕方のご意向を伺った上で、ホームページに都度公表して皆様に周知しております。以上です。

議長 木村健一 君
他に質疑はございませんか。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
歳入の質疑がないようですので歳入歳出全般について質疑ありませんか。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第56号 令和7年度北海道初山別村一般会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。
(休憩 午後2時08分 再開 午後2時30分)
議長 木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。
<b>日程第14 議案57号</b>
議長 木村健一 君
日程第14 議案第57号 令和7年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。大井住民課長。
住民課長 大井英世 君
議案第57号 令和7年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第57号 令和7年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
<b>日程第15 議案第58号</b>
議長 木村健一 君
日程第15 議案第58号 令和7年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。大井住民課長。
住民課長 大井英世 君
議案第58号 令和7年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算(第3号)について別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)

議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第58号 令和7年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
<b>日程第16 議案第59号</b>
議長 木村健一 君
日程第16 議案第59号 令和7年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。大井住民課長。
住民課長 大井英世 君
議案第59号 令和7年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)について
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第59号 令和7年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は
原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
<b>日程第17 議案第60号</b>
議長 木村健一 君
日程第17 議案第60号 令和7年度北海道初山別村初山別村立診療所特別会計補正予算
（第3号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。大井住民課長。
住民課長 大井英世 君
議案第60号 令和7年度北海道初山別村初山別村立診療所特別会計補正予算（第3号）につ
いて
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
（質疑なし）
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありません
か。
（異議なしの声多数あり）
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第60号 令和7年度北海道初山別村初山別村立診療所特別会計補正予算（第3号）は原
案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第 18 議案第 6 1 号**

議長 木村健一 君

日程第 18 議案第 6 1 号 令和 7 年度北海道初山別村簡易水道事業会計補正予算 (第 2 号)

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。大西経済課長。

経済課長 大西孝幸 君

議案第 6 1 号 令和 7 年度北海道初山別村簡易水道事業会計補正予算 (第 2 号) について

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、収入支出一括質疑とします。

質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第 6 1 号 令和 7 年度北海道初山別村簡易水道事業会計補正予算 (第 2 号) は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第 19 議案第 6 2 号**

議長 木村健一 君
日程第19 議案第62号 令和7年度北海道初山別村農業集落排水事業等会計補正予算（第2号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。大西経済課長。
経済課長 大西孝幸 君
議案第62号 令和7年度北海道初山別村農業集落排水事業等会計補正予算（第2号）について
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、収入支出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
（質疑なし）
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第62号 令和7年度北海道初山別村農業集落排水事業等会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
お諮りします。議事運営上12月12日に審議を予定されております6件の案件につきましては、本日の日程に追加し議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、6件の案件を追加し議題とすることに決定しました。
追加日程表配布のため暫時休憩します。

(休憩 午後 3時 15分 再開 午後 3時 16分)
議長 木村健一 君
再開します。
<b>追加日程第1 意見書案第4号</b>
議長 木村健一 君
追加日程第1 意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題と
します。
提出議員であります1番加藤一裕君から説明を求めます。
1番 加藤一裕 君
意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
このことについて、別紙の意見書を関係機関に提出するものとする。
令和7年12月11日提出
提出者 初山別村議会議員 加藤 一 裕
賛成者 初山別村議会議員 長谷川 幸 廣
賛成者 初山別村議会議員 三 谷 博 子
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありません
か。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。提出議員は自席に着席願います。
これより採決します。
意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に資する意見書は、原案のとおり可決す
ることにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り可決されました。
<b>追加日程第2 報告第2号</b>
議長 木村健一 君
追加日程第2 報告第2号 令和7年度学校定期監査の結果報告についてを議題とします。
お諮りします。本件につきましてはすでに各議員に対し、この写しを送付済みでありますので
朗読を省略してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め朗読を省略します。
なお、報告事項ではありますが特に質疑があればこれを許します。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですので、報告第2号令和7年度学校定期監査の結果報告については報告済み
とします。
<b>追加日程第3 発議第4号</b>
議長 木村健一 君
追加日程第3 発議第4号 議員の派遣についてを議題とします。
お諮りします。議員の派遣については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思いま
す。ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって発議第4号 議員の派遣については、お手元に配布のとおり派遣
することに決定しました。
<b>追加日程第4</b>
議長 木村健一 君
追加日程第4 初山別村議会総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査の報告についてであ

りますが、常任委員長より議長あて諸般の報告の綴り込みにあるとおり、閉会中の所管事務調査の報告がありました。

常任委員長より補足説明があれば発言を許します。

総務経済常任委員長 長谷川幸廣 君

ありません。

議長 木村健一 君

補足説明がありませんので、以上で報告済みといたします。

#### 追加日程第5

議長 木村健一 君

追加日程第5 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長及び総務経済常任委員長から委員会において、調査中の事件について会議規則第74条の規定によって、お手元に配布しております申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### 追加日程第6

議長 木村健一 君

追加日程第6 組合議会会議の報告についてを議題とします。

本日の定例会までに組合議会の会議に出席された議員に対し、会議規則等運用例160の規定によって会議の経過並びに結果について報告を求めます。2番高場志津子君。

2番 高場志津子 君

去る11月27日に招集された羽幌町外2町村衛生施設組合議会第2回定例会について報告あり、記載省略。

議長 木村健一 君

